

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

ページ

告 示

○産業廃棄物処理施設の設置に係る許可申請の内容の概要等	(産業物対策課)	一一九
○特定希少野生動植物の指定	(自然環境課)	一二〇
○平成十四年度クリーニング師試験の実施	(食品衛生課)	一二〇
○大規模小売店舗立地法附則第五条第一項(変更)の届出	(地域産業課)	一二一
○土地改良区の定款の変更の認可	(土地改良指導課)	一二一
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の認可	(土地改良指導課)	一二一
○特定調達契約に係る落札者等の公示	(農産園芸課)	一二一
○家畜伝染病の発生	(酪農畜産課)	一二三
○公共測量の実施の通知	(建設部総務課)	一二三
○道路の区域の決定	(道路整備課)	一二三
公 表		
○西いぶり廃棄物処理広域連合の規約の変更	(市町村課)	一二三
○空知中部広域連合の規約の変更	(市町村課)	一二三
公 告		
○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し(二件)	(税務課)	一二三
○公募型プロポーザルの実施の取消し	(情報基盤課)	一二四
札幌医科大学告示		
○特定調達契約に係る落札者等の公示		一二四
道旭川土木現業所告示		
○一般競争入札による道有財産(土地・立木・建物)の売却		一二五
道教育庁石狩教育局告示		
○特定調達契約に係る入札の公告		一二五
道教育庁渡島教育局告示		
○特定調達契約に係る入札の公告		一二九
道教育庁上川教育局告示		
○特定調達契約に係る入札の公告		一三二
道監査委員公表		
○監査公表第四号		一三四

告 示

北海道告示第1038号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第15条第1項の規定により、産業廃棄物処理施設設置許可申請があった。

なお、産業廃棄物処理施設設置許可申請書(以下「申請書」という。)の内容の概要等は、次のとおりである。

平成14年6月18日

北海道知事 堀 達 也

1 申請の概要

(1) 申請年月日

平成14年6月7日

(2) 申請者の住所、名称及び代表者の氏名(申請者の住所又は氏名)

室蘭市茶津町4番地

株式会社日本製鋼所室蘭製作所 取締役所長 野村 英雄

(3) 産業廃棄物処理施設の設置の場所

室蘭市茶津町2番地1

(4) 産業廃棄物処理施設の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第12号の

2に規定する廃ポリ塩化ビフェニル等の分解施設

(5) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃ポリ塩化ビフェニル等

2 法第15条第2項及び第3項に規定する申請書等の縦覧の場所、時間及び期間

(1) 縦覧の場所及び時間

ア 北海道胆振支庁地域政策部環境生活課 午前9時から午後5時15分まで

イ 室蘭市市民生活部環境室廃棄物対策課 午前9時から午後5時15分まで

(2) 縦覧の期間

平成14年6月18日から7月18日まで(日曜日及び土曜日を除く。)

3 意見書の提出

(1) この産業廃棄物処理施設の設置に関し、利害関係を有する者は、北海道知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

(2) 意見書には、意見書を提出する者の氏名及び住所並びに産業廃棄物処理施設の設置場所及び施設の種類の記載の上、生活環境の保全上の見地からの意見を記述すること。

(3) 意見書は、北海道知事(郵便番号 051-8558 室蘭市幸町9番11号 北海道胆振支庁

地域政策部環境生活課）に平成14年8月1日（木）までに到着するように提出すること。

北海道告示第1039号

北海道希少野生動植物の保護に関する条例（平成13年北海道条例第4号）第8条第5項の規定により、次のとおり特定希少野生動植物を指定し、平成14年9月1日から施行する。

平成14年6月18日

北海道知事 堀 達 也

1 特定希少野生動植物に指定する種名

分類	種 名（和名）	科 名
植物	ヒダカソウ	キンポウゲ科
植物	キリギシソウ	キンポウゲ科
植物	ユウバリコザクラ	サクラソウ科
植物	ウルツヅソウ	ウルツヅソウ科
植物	ユウバリソウ	ウルツヅソウ科
植物	キバナノアツモリソウ	ラン科
植物	ヤチラン	ラン科

2 指定の理由

当該種は、希少性から採取される危険性がある植物である。

このため、その譲渡しを監視する必要があるため指定するものである。

3 指定する区域

北海道全域

北海道告示第1040号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、平成14年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成14年6月18日

北海道知事 堀 達 也

1 試験地及び試験場所

(1) 学 科 試 験

ア 試験地は、次の表の右欄に掲げる保健所の所管区域に住所を有する受験者について、それぞれ同表左欄に掲げる市とする。

なお、道外に住所を有する受験者については、札幌市とする。

試験地	保 健 所
札幌市	札幌市、小樽市、旭川市、江別、千歳、倶知安、岩内、岩見沢、滝川、深川、室蘭、苫小牧、浦河、静内、上川、名寄、富良野、留萌、稚内、北見、網走及び紋別の各保健所
函館市	市立函館、渡島、江差及び八雲の各保健所
帯広市	帯広、釧路、根室及び中標津の各保健所

イ 試験場所は、受験者に対し、別に送付する学科試験通知書により通知する。

(2) 実 地 試 験

試験地及び試験場所は、学科試験の合格者に対し、別に通知する。

2 試 験 期 日

(1) 学 科 試 験 平成14年8月27日（火）

(2) 実 地 試 験 学科試験の合格者に対し、別に通知する。

3 試 験 科 目

(1) 学 科 試 験

ア 衛生法規に関する知識

イ 公衆衛生に関する知識

ウ 洗濯物の処理に関する知識

(ア) 薬品による洗濯物の処理方法

a 洗濯物に使用する薬品の鑑別方法

b 洗濯物に使用する薬品の貯蔵及び取扱方法

c 洗濯物に使用する薬品の適応性

(イ) 石けん及び溶剤による洗濯物の処理方法

a 洗濯物に使用する石けん及び溶剤の鑑別方法

b 洗濯物に使用する石けん及び溶剤の貯蔵及び取扱方法

c 洗濯物に使用する石けん及び溶剤の適応性

(2) 実 地 試 験

洗濯物の処理に関する技能

ア 機械による洗濯物の処理方法

イ 薬品並びに石けん及び溶剤による洗濯物の処理方法

ウ 洗濯物の種類による区分の方法

エ 溶剤の回収方法

4 受 験 資 格

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者

- (2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者
- (3) 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者
- (4) クリーニング業法施行規則の一部を改正する規則（昭和30年厚生省令第21号）附則第2項に規定する者
- 5 受験願書の提出先及び受付期間
 - (1) 提出先
 - ア 札幌市、旭川市、函館市及び小樽市を除く道内に住所を有する者にあつては、最寄りの道立保健所又は支所
 - イ 札幌市、旭川市、函館市及び小樽市に住所を有する者にあつては、その市の保健所
 - ウ 道外に住所を有する者にあつては、北海道保健福祉部食品衛生課（専用郵便番号 060—8588）
 - なお、受験願書は、北海道保健福祉部食品衛生課及び各保健所で配布する。
- (2) 受付期間
 - 平成14年7月15日（月）から29日（月）まで（郵送による場合は、平成14年7月29日までの消印のあるもの限り受け付ける。）
- 6 添付書類
 - 受験願書には、次の書類を添付すること。
 - (1) 履歴書
 - (2) 写真（出願前6か月以内に脱帽して上半身を撮影した手札形とし、その裏面に氏名、生年月日及び撮影年月日を記載したもの）
 - (3) 受験資格を証する書類（卒業証明書等）
 - 7 受験手数料
 - 1万500円に相当する額面の北海道収入証紙を受験願書の所定の箇所にちよう付し、印章又は署名により消印すること。
 - 8 学科試験通知書
 - 受験願書を受理したときは、試験場所その他を記載した学科試験通知書を送付する。

北海道告示第1041号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。
なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成14年10月18日までに北海道胆振支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。
平成14年6月18日

北海道知事 堀 達也

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - イエローグロウ札幌別店
 - 登別市千歳町1丁目4番地ー1
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
 - 登別温泉ケーズル株式会社
 - 代表取締役 加森 公人
 - 登別市登別温泉町224番地
- (3) 変更しようとする事項
 - ア 大規模小売店舗内の名称
 - (変更前) 北海道スーパーマーケットダイエー幌別店
 - (変更後) イエローグロウ幌別店
 - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
 - (変更前)

小売業を行う者の氏名又は名称	住	所	代表者の氏名
北海道スーパーマーケットダイエー株式会社	札幌市厚別区厚別東2条3丁目6番17号		代表取締役 吉田 博
株式会社きたがわ	室蘭市御前水町2丁目1番8号		代表取締役 北川 浩一

(変更後)

小売業を行う者の氏名又は名称	住	所	代表者の氏名
株式会社テオオ小笠原	函館市港町3丁目18番15号		代表取締役 小笠原 正

ウ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - (変更前) 午前10時から午後10時まで
 - (変更後) 午前9時30分から午後7時30分まで
- (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - (変更前) 午前9時30分から午後10時30分まで
 - (変更後) 午前9時から午後8時まで

(ウ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 (変更前) 午前6時から午後10時まで (変更後) 午前9時から午後8時まで (4) 変更する年月日 平成14年6月20日 (5) 上記(3)の変更に係るもの以外の事項 ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,510㎡ イ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 ロ 駐車場の収容台数 50台 ハ 駐輪場の収容台数 25台 ニ 荷さばき施設の面積 46㎡ ホ 廃棄物等の保管施設の容量 7 ㎡ ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 駐車場自動車の出入口の数 入口1か所 出口1か所 2 届出年月日 平成14年6月10日 3 届出書等の縦覧 (1) 縦覧場所 北海道経済部地域産業課 北海道胆振支庁商工労働観光課 (2) 縦覧期間 平成14年6月18日 (火) から10月18日 (金) まで (日曜日、土曜日及び国民の祝日に 関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日を除く。) (3) 縦覧時間 午前9時から午後5時15分まで (4) その他 縦覧については、登別市に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間 等については登別市へ問い合わせること。 北海道告示第1042号 土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区 の定款の変更を認可した。 平成14年6月18日	
--	--

認可年月日 土地改良区名 平成14. 6. 10 南長沼土地改良区 同 小平町土地改良区 北海道告示第1043号 土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第57条の2第1項の規定により、富良野土地改良区 が管理する第14幹線頭首工に係る管理規程を認可した。 平成14年6月18日 認可した管理規程の概要 第14幹線頭首工の維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。 北海道告示第1044号 次のとおり随意契約の相手方を決定した。 平成14年6月18日	北海道知事 堀 達 也
1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 平成14年度水田農業経営確立助成補助金等電算処理業務 一式 2 随意契約の相手方を決定した日 平成14年6月6日 3 随意契約の相手方の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社イソテック (2) 住 所 富山県富山市牛島新町5番5号 4 随意契約に係る契約金額 31,342,500円 5 契約の相手方を決定した手続 随意契約 6 随意契約によった理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第 372号) 第10条第1項第1号の規定による。 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道農政部農産園芸課 (2) 所在地 北海道札幌市中央区北3条西6丁目	北海道知事 堀 達 也

北海道告示第1045号

家畜伝染病が次のとおり発生した。

平成14年 6月18日

北海道知事 堀 達 也

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者・疑似患者の頭数	発生場所	発生年月日
----------	-------	------------	------	-------

ヨーネ病	牛	患者	1	常呂郡佐呂間町字北369番地	平成14. 5. 7
同	同	同	1	河東郡士幌町字士幌幹西2線169番地17	同 14. 5. 9

同	同	同	1	根室市双沖2丁目145番地2	同 14. 5. 10
同	同	同	5	天塩郡豊富町字有明	同 14. 5. 13

同	同	同	2	河西郡芽室町伏美15線41番	同 14. 5. 15
同	同	同	1	中川郡幕別町字糠内347番地	同

同	同	同	1	常呂郡置戸町字中里117番地	同
同	同	同	1	同 留辺蘂町字花園23番2	同 14. 5. 20

同	同	同	1	野付郡別海町中西別268番地の2	同 14. 5. 21
同	同	同	3	江別市角山380番地	同 14. 5. 22

同	同	同	1	紋別郡雄武町字北雄武425番地の5	同 14. 5. 27
同	同	同	3	紋別郡白滝村字上白滝98番地の1	同

同	同	同	2	上川郡上川町字菊水856番地	同 14. 5. 29
同	同	同	1	足寄郡足寄町常盤14番地の2	同 14. 5. 30

同	同	疑似患者	1	根室市双沖2丁目145番地2	同 14. 5. 20
---	---	------	---	----------------	-------------

北海道告示第1046号

稚内開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

平成14年 6月18日

北海道知事 堀 達 也

- 1 作業種類 公共測量（道路台帳整備）
- 2 作業期間 平成14年 5月24日から 8月21日まで
- 3 作業地域 豊富町

北海道告示第1047号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年 6月18日

北海道知事 堀 達 也

1 道路の種類	道路	間	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
2 路線名	旭川多度志線				
3 道路の区域					

旭川市神楽1条9丁目907番1地先から	35.00mから	138.92m	――
旭川市神楽2条9丁目905番1地先まで	49.50mまで		

公 表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、西いぶり廃棄物処理広域連合長から申請のあった西いぶり廃棄物処理広域連合の規約の変更を平成13年10月29日、許可した。

平成14年 6月18日

北海道知事 堀 達 也

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、空知中部広域連合長から申請のあった空知中部広域連合の規約の変更を平成14年 2月13日、許可した。

平成14年 6月18日

北海道知事 堀 達 也

公 告

地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の6の4第3項の規定により、次の特約業者の指定を取り消した。

平成14年 6月18日

北海道知事 堀 達 也

- 1 氏名又は名称 伊藤忠エネクスホームライフ北海道株式会社

- 2 代表者の氏名 福田 勉
- 3 主たる事務所又は事業所の所在地 札幌市白石区本通19丁目北1番58号
- 4 指定の取消年月日 平成14年5月2日

地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の6の4第3項の規定により、次の特約業者の指定を取り消した。

平成14年6月18日

北海道知事 堀 達 也

- 1 氏名又は名称 株式会社 南組
- 2 代表者の氏名 南 信
- 3 主たる事務所又は事業所の所在地 様似郡様似町栄町5番地
- 4 指定の取消年月日 平成14年4月30日

公募型プロポーザルの実施（平成14年6月14日公告。北海道高速情報通信基盤事業に係るものに限る。）を取り消す。

平成14年6月18日

北海道知事 堀 達 也

札幌医科大学告示

札幌医科大学告示第18号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成14年6月18日

札幌医科大学長 秋 野 豊 明

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量

(1)ア 落札に係る物品等の名称 献血アルブミン25% 25%50mℓ／瓶

1 瓶当たりの単価

イ 数量 調達予定数量 400瓶

(2)ア 落札に係る物品等の名称 献血ゼノグロブリンーH 2.5g 50mℓ／瓶

1 瓶当たりの単価

イ 数量 調達予定数量 160瓶

(3)ア 落札に係る物品等の名称 タキソール注30mg/5mℓ 30mg5mℓ／瓶

1 瓶当たりの単価

イ 数量 調達予定数量 170瓶

(4)ア 落札に係る物品等の名称 グラソフ注射液150 150μg 0.6mℓ×1管／箱

1 箱当たりの単価

イ 数量 調達予定数量 100箱

(5)ア 落札に係る物品等の名称 フサン50 50mℓ×10瓶／箱

1 箱当たりの単価

イ 数量 調達予定数量 70箱

(6)ア 落札に係る物品等の名称 ノイアート500倍 500単位（溶解液付）／瓶

1 瓶当たりの単価

イ 数量 調達予定数量 100瓶

2 落札を決定した日

平成14年4月23日

3 落札者の氏名及び場所

(1) 氏 名 株式会社スズケン

住 所 名古屋市東区東片端町8番地

(2) 氏 名 株式会社ほくやく

住 所 札幌市中央区南1条西10丁目3番地

(3) 氏 名 株式会社スズケン

住 所 名古屋市東区東片端町8番地

(4) 氏 名 株式会社スズケン

住 所 名古屋市東区東片端町8番地

(5) 氏 名 株式会社モロオ

住 所 札幌市中央区北3条西15丁目

(6) 氏 名 株式会社ほくやく

住 所 札幌市中央区南1条西10丁目3番地

4 落札金額

(1) 7,865円

(2) 24,064円

(3) 15,839円

(4) 26,680円

(5) 44,024円

(6) 36,314円

5 契約の相手方を決定した手続き

一般競争入札

6 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称

北海道札幌医科大学事務局病院課
- (2) 所在地

郵便番号 060－8543 北海道札幌市中央区南1条西16丁目
電話番号 011－611－2111 内線 3129

道旭川土木現業所告示

北海道旭川土木現業所告示第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）により道有財産（土地・立木・建物）を売り払う。

平成14年6月18日

北海道旭川土木現業所長 田 島 正 則

1 入札に付する道有財産及び入札日時

物件番号	所 在 地 番	種目	数 量	入 札 執 行 日 時
旭士－1	上川郡美瑛町字白金10501	土地	1,769.86㎡	平成14年7月26日 午前10時
	同	立木	59本	
	同	建物	340.09㎡	

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 成年被後見人・被保佐人又は被補助人として登記されている者
(成年被後見人又は被保佐人ともみなされる者で登記への移行手続をしていないもの及び心神耗弱以外の原因による準禁治産者を含む。)

- (2) 破産者で復権を得ない者

3 入札の条件

落札者は契約締結の日から10年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

4 入札心得書、契約条項その他関係書類を示す場所

旭川市永山6条19丁目1番1号

北海道旭川土木現業所企画総務部総務課

電話番号 0166－46－5111 内線 4114

5 入札執行の場所

旭川市永山6条19丁目1番1号

北海道旭川土木現業所 3階 入札室

6 入札保証金

入札者は、入札しようとする金額の100分の5に相当する額以上の入札保証金を入札開始前に道に納付すること。

なお、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金は道に帰属する。

7 郵便又は電報による入札

認めないものとする。

8 契約保証金

落札者が契約を締結しようとするときは、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を道に納付すること。

なお、契約者が当該契約に定める義務の不履行を理由に契約を解除されたときは、当該契約者が納付した契約保証金は、道に帰属する。

9 契約書作成の要否及び代金支払方法

契約書の作成を要し、代金は北海道旭川土木現業所長が発行する納入通知書により、指定の期日（契約締結の日から20日以内）までに指定の場所に納入すること。

10 入札参加申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書（上記2に係る証明書の添付が必要）を提出すること。

- (1) 提出期限 平成14年7月17日（水）

- (2) 提出場所 旭川市永山6条19丁目1番1号

北海道旭川土木現業所企画総務部総務課

11 その他

- (1) この入札は公開する。

- (2) 入札参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (3) 申込者及び落札者がいない場合は、入札参加者等を対象として随意契約を行うこともある。

- (4) 入札書に記載する金額は、建物に係る消費税及び地方消費税相当額を含めた額とする。

道教育庁石狩教育局告示

北海道教育庁石狩教育局告示第8号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ラウケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成14年6月18日		北海道教育庁石狩教育局長 大 内 主 計	
1(1) 入札に付する事項			
ア 調達をする物品等の名称及び数量		パーソナルコンピュータ 一式 208台	
イ 調達を要する物品等の仕様等		入札説明書及び要求仕様書による。	
ウ 納 入 期 限		平成14年8月19日(月)	
エ 納 入 場 所		北海道札幌東高等学校 北海道札幌啓成高等学校 北海道札幌白石高等学校 北海道札幌厚別高等学校 北海道札幌白陵高等学校 北海道野幌高等学校 北海道恵庭南高等学校	
(2) 入札に参加する者に必要な資格		次のいずれにも該当すること。	
ア 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。			
イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。			
ウ 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを事前に明らかにした者であること。			
(3) 条件付一般競争入札参加資格の審査			
ア この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は(ア)アから(ウ)まで定めるところにより、(2)のウに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。			
(ア) 申 請 の 時 期		平成14年6月18日から7月1日まで	
(イ) 申 請 の 方 法		申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。	
(ウ) 申 請 書 類 の 提 出 先		郵便番号 060-8549 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局企画総務課	
イ 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。			
(4) 契約条項を示す場所		郵便番号 060-8549 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局企画総務課 電話番号 011-231-4111 内線 34-517	
(5) 入札執行の場所及び日時			
ア 入 札 場 所		北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館6階 北海道教育庁石狩教育局会議室(郵送による場合は、郵便番号 060-8549 北海道教育庁石狩教育局企画総務課)	
イ 入 札 日 時		平成14年7月16日(火) 午前10時 (郵送による場合は、平成14年7月15日までに必着のこと。)	
ウ 開 札 場 所		アに同じ。	
エ 開 札 日 時		イに同じ。	
(6) 入 札 保 証 金			
ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。			
イ 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第147条から第150条までの定めるところによる。			
(7) 入札説明書の交付に関する事項			
ア 交 付 場 所		北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局企画総務課	
イ 交 付 方 法		アの場所で交付する。	
(8) 落 札 者 の 決 定 方 法			
財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。			
(9) 契 約 書 作 成 の 要 否			
(10) そ の 他			
ア 開札の時において、(2)に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。			
イ 入札金額に係る消費税等の取扱い			
(ア) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。			

(イ) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。 ウ 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (フ) 名 称 北海道教育庁石狩教育局企画総務課 (イ) 所 在 地 郵便番号 060－8549 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 電話番号 011－231－4111 内線 34－517 エ 契約の手続において、使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 オ この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 カ この入札の執行は、公開する。 キ 詳細は、入札説明書による。 (11) Summary A. Nature and quantity of the products to be procured : Personal Computer 208 sets B. Bidding date and time : 10 : 00 A. M. July 16, 2002 (if mailed, bids must arrive no later than July 15) C. Contact Accounting Division, General Affairs Department, Ishikari District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Nishi 7, Kita 3, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8549, Japan Phone : 011-231-4111 Ext. 34-517 2(1) 入札に付する事項 ア 調達をする物品等の名称及び数量 パーソナルコンピュータ 一式 178台 イ 調達を要する物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。 ウ 納 入 期 限 平成14年8月19日 (月) エ 納 入 場 所 北海道札幌西高等学校 北海道札幌月寒高等学校 北海道札幌西陵高等学校 北海道札幌真栄高等学校 北海道札幌稲西高等学校	
北海道札幌稲北高等学校 (2) 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 ア 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。 イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 ウ 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを事前に明らかにした者であること。 (3) 条件付一般競争入札参加資格の審査 ア この入札は、政令第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は(ア)から(ウ)まで定めるところにより、(2)のウに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 (フ) 申 請 の 時 期 平成14年6月18日から7月1日まで (イ) 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出し なければならぬ。 (ウ) 申請書類の提出先 郵便番号 060－8549 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局企画総務課 イ 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 (4) 契約条項を示す場所 郵便番号 060－8549 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局企画総務課 電話番号 011－231－4111 内線 34－517 (5) 入札執行の場所及び日時 ア 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館6階 北海道教育庁石狩教育局会議室 (郵送による場合は、郵便 番号 060－8549 北海道教育庁石狩教育局企画総務課) 平成14年7月16日 (火) 午前10時30分 (郵送による場合は、平成14年7月15日までに必着のこ と。) イ 入 札 日 時 アに同じ。 ウ 開 札 場 所 アに同じ。 エ 開 札 日 時 イに同じ。 (6) 入 札 保 証 金 ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額 (消費税及び地方消費 税 (以下「消費税等」という。)) 相当額を含む。) の100分の5に相当する額以上の 入札保証金を納付すること。	

イ 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び財務規則第147条から第150条までの定めるところによる。 (7) 入札説明書の交付に関する事項 ア 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局企画総務課 イ 交 付 方 法 アの場所で交付する。 (8) 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 (9) 契約書作成の要否 (10) その他 ア 開札の時ににおいて、(2)に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 イ 入札金額に係る消費税等の取扱い (7) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 (4) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。 ウ 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (7) 名 称 北海道教育庁石狩教育局企画総務課 (4) 所 在 地 郵便番号 060－8549 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 電話番号 011－231－4111 内線 34－517 エ 契約の手續において、使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 オ この入札及び契約は、調達手續の停止等が有り得る。 カ この入札の執行は、公開する。 キ 詳細は、入札説明書による。 (11) Summary	A. Nature and quantity of the products to be procured : Personal Computer 178 sets B. Bidding date and time : 10 : 30 A. M. July 16, 2002 (If mailed ,bids must arrive no later than July 15) C. Contact Accounting Division, General Affairs Department, Ishikari District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Nishi 7, Kita 3, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8549, Japan Phone : 011-231-4111 Ext. 34-517 3(1) 入札に付する事項 ア 調達をする物品等の名称及び数量 パーソナルコンピュータ 一式 75台 イ 調達を要する物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。 ウ 納 入 期 限 平成14年8月19日（月） エ 納 入 場 所 北海道札幌丘珠高等学校 北海道札幌拓北高等学校 北海道当別高等学校 (2) 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 ア 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。 イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 ウ 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを事前に明らかにした者であること。 (3) 条件付一般競争入札参加資格の審査 ア この入札は、政令第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は(7)から(9)まで定めるところにより、(2)のウに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 (7) 申 請 の 時 期 平成14年6月18日から7月1日まで (4) 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 (7) 申 請 書 類 の 提 出 先 郵便番号 060－8549 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局企画総務課 イ 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
--	--

(4) 契約条項を示す場所 郵便番号 060－8549 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局企画総務課 電話番号 011－231－4111 内線 34－517	(5) 入札執行の場所及び日時
	ア 入札場所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館6階 北海道教育庁石狩教育局会議室（郵送による場合は、郵便 番号 060－8549 北海道教育庁石狩教育局企画総務課）
	イ 入札日時 平成14年7月16日（火）午前11時 （郵送による場合は、平成14年7月15日までに必着のこ と。）
	ウ 開札場所 アに同じ。
	エ 開札日時 イに同じ。
	(6) 入札保証金 ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費 税（以下「消費税等」相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金 を納付すること。
	イ 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び財務規則第147条か ら第150条までの定めるところによる。
	(7) 入札説明書の交付に関する事項 ア 交付場所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局企画総務課
	イ 交付方法 アの場所で交付する。
	(8) 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格を もって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

(4) 契約条項を示す場所 郵便番号 060－8549 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局企画総務課 電話番号 011－231－4111 内線 34－517	(5) 入札執行の場所及び日時
	ア 入札場所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館6階 北海道教育庁石狩教育局会議室（郵送による場合は、郵便 番号 060－8549 北海道教育庁石狩教育局企画総務課）
	イ 入札日時 平成14年7月16日（火）午前11時 （郵送による場合は、平成14年7月15日までに必着のこ と。）
	ウ 開札場所 アに同じ。
	エ 開札日時 イに同じ。
	(6) 入札保証金 ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費 税（以下「消費税等」相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金 を納付すること。
	イ 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び財務規則第147条か ら第150条までの定めるところによる。
	(7) 入札説明書の交付に関する事項 ア 交付場所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局企画総務課
	イ 交付方法 アの場所で交付する。
	(8) 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格を もって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に 係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分 の100に相当する金額を入札書に記載すること。	
(イ) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事 業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その 構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を 提出すること。	
ウ 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	
(7) 名 称	北海道教育庁石狩教育局企画総務課
(イ) 所 在 地	郵便番号 060－8549 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 電話番号 011－231－4111 内線 34－517
エ 契約の手続において、使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨	
オ この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。	
カ この入札の執行は、公開する。	
キ 詳細は、入札説明書による。	
(11) Summary	
A. Nature and quantity of the products to be procured :	
Personal Computer	75 sets
B. Bidding date and time :	
11 : 00 A. M. July 16, 2002	
(If mailed, bids must arrive no later than July 15)	
C. Contact	
Accounting Division, General Affairs Department, Ishikari District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Nishi 7, Kita 3, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8549, Japan Phone : 011-231-4111 Ext. 34-517	
道教育庁渡島教育局告示	
北海道教育庁渡島教育局告示第6号	
次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。	
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ラケシュで作成された政府調達に関する 協定の適用を受ける。	
平成14年6月18日	
北海道教育庁渡島教育局長 平 塚 努	

1(1) 入札に付する事項		1(5) 入札執行の場所及び日時	
ア 調達をする物品等の名称及び数量（1月当たりの単価）			
パーソナルコンピュータ 一式 32台×1校（商業科）			
パーソナルコンピュータ 一式 42台×2校（商業科）			
イ 調達を要する物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。			
ウ 契約期間 平成14年9月2日から平成15年3月31日まで。			
ただし、予算の範囲内で、平成19年8月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。			
エ 納入期日 平成14年9月2日（月）			
オ 納入場所 北海道福島商業高等学校			
北海道八雲高等学校 北海道長万部高等学校			
(2) 入札に参加する者に必要な資格		(7) 入札説明書の交付に関する事項	
次のいずれにも該当すること。			
ア 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。			
イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。			
ウ 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。			
エ 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。			
(3) 条件付一般競争入札参加資格の審査			
ア この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は(イ)から(ウ)まで定めるところにより、(2)のウ及びエに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。			
(イ) 申請の時期 平成14年6月18日から7月12日まで			
(イ) 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。			
(ウ) 申請書類の提出先 郵便番号 041－8557 北海道函館市美原4丁目6番16号			
北海道教育庁渡島教育局企画総務課			
イ 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。			(4) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
(4) 契約条項を示す場所			
北海道函館市美原4丁目6番16号			
北海道教育庁渡島教育局企画総務課			
ウ 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地			
北海道教育庁渡島教育局企画総務課			
(8) 落札者の決定方法			
アの場所で行う。			
イ 交付方法			
アの場所で行う。			
(9) 契約書作成の要否			
(10) その他			
ア 開札の時にあって、(2)に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。			
イ 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱いは、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。			
(イ) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。			
ウ 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地			
北海道教育庁渡島教育局企画総務課			

(7) 名 称 北海道教育庁渡島教育局企画総務課 (4) 所 在 地 郵便番号 041－8557 北海道函館市美原 4 丁目 6 番16号 電話番号 0138－47－9000 内線 3117 エ 契約の手続きにおいて、使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 オ この入札及び契約は、調達手続きの停止等が有り得る。 カ この入札の執行は、公開する。 キ 詳細は、入札説明書による。 (11) Summary A. Nature and quantity of the products to be procured : a. Personal Computer 32 1 set b. Personal Computer 42 2 sets B. Bid tendering date and time : 10 : 00 A. M. July 29, 2002 (If mailed, bids must arrive no later than July 26) C. Contact Accounting Division, General Affairs Department, Oshima District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, 16-Go, 6-Ban, Mihara 4 Chome, Hakodate-shi, Hokkaido, 041-8557, Japan Phone : 0138-47-9000 Ext. 3117 2(1) 入札に付する事項 ア 調達をする物品等の名称及び数量 (1月当たりの単価) イ 教育用パーソナルコンピュータ (文書処理用) 22台×3校 (商業科) イ 調達を要する物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。 ウ 契 約 期 間 平成14年9月2日から平成15年3月31日まで。 ただし、予算の範囲内で、平成19年8月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。 エ 納 入 期 日 平成14年9月2日 (月) オ 納 入 場 所 北海道福島商業高等学校 北海道八雲高等学校 北海道長万部高等学校 (2) 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 ア 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。		イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止していないこと。 ウ 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 エ 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。 (3) 条件付一般競争入札参加資格の審査 ア この入札は、政令第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は(7)から(9)まで定めるところにより、(2)のウ及びエに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 (7) 申 請 の 時 期 平成14年6月18日から7月12日まで (4) 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 (9) 申 請 書 類 の 提 出 先 郵便番号 041－8557 北海道函館市美原 4 丁目 6 番16号 北海道教育庁渡島教育局企画総務課 イ 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 (4) 契約条項を示す場所 北海道函館市美原 4 丁目 6 番16号 北海道教育庁渡島教育局企画総務課 (5) 入札執行の場所及び日時 ア 入 札 場 所 北海道函館市美原 4 丁目 6 番16号 北海道渡島合同庁舎 4階403号会議室 (郵送による場合は、郵便番号 041－8557 北海道教育庁渡島教育局企画総務課) イ 入 札 日 時 平成14年7月29日 (月) 午前11時 (郵送による場合は、平成14年7月26日 (金) までに必着のこと。) ウ 開 札 場 所 アに同じ。 エ 開 札 日 時 イに同じ。 (6) 入 札 保 証 金 入札保証金は、免除する。 (7) 入札説明書の交付に関する事項 ア 交 付 場 所 北海道函館市美原 4 丁目 6 番16号 北海道教育庁渡島教育局企画総務課 イ 交 付 方 法 アの場所で交付する。 (8) 落 札 者 の 決 定 方 法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格 (1月当たりの単価) の制限の範囲内で最低の価格 (1月当たりの単価) をもって入札 (有効な入札に限る。) した者	
---	--	---	--

を落札者とする。

(9) 契約書作成の要否

(10) その他

ア 開札の時に、(2)に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 入札金額に係る消費税等の取扱い

(7) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

ウ 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(7) 名 称 北海道教育庁渡島教育局企画総務課
(4) 所 在 地 郵便番号 041-8557 北海道函館市美原4丁目6番16号
電話番号 0138-47-9000 内線 3117

エ 契約の手続きにおいて、使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨
オ この入札及び契約は、調達手続きの停止等が有り得る。

カ この入札の執行は、公開する。

キ 詳細は、入札説明書による。

(11) Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured :

Personal Computer 22 3 sets

B. Bid tendering date and time :

11:00 A. M. July 29, 2002
(if mailed, bids must arrive no later than July 26)

C. Contact

Accounting Division, General Affairs Department, Oshima District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, 16-Gō, 6-Ban, Mihara 4-Chōme,

Hakodate-shi, Hokkaido, 041-8557, Japan Phone : 0138-47-9000 Ext. 3117

3 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

(1) 名称及び数量（1月当たりの単価）

パーソナルコンピュータ 一式	42台×1校（普通科）
パーソナルコンピュータ 一式	8台×1校（盲学校）
パーソナルコンピュータ 一式	8台×2校（養護学校）
パーソナルコンピュータ 一式	10台×1校（養護学校）

(2) 予 定 時 期

平成14年10月ごろ

道教育庁上川教育局告示

北海道教育庁上川教育局告示第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成14年6月18日

北海道教育庁上川教育局長 河 村 猛 将

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量（1月当たりの単価）

ア パーソナルコンピュータ 168台（42台×4式）（職業科）

イ パーソナルコンピュータ 32台（32台×一式）（職業科）

ウ パーソナルコンピュータ（文書処理用） 44台（22台×2式）（職業科）

(2) 調達を要する物品等の仕様等は、入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 契 約 期 間 平成14年9月1日から平成15年3月31日まで

ただし、予算の範囲内で平成19年8月31日を限度に当該契約期間を延長することがあり得る。

(4) 納 入 期 日 平成14年9月1日（日）

(5) 納 入 場 所

ア 北海道土別商業高等学校、北海道名寄光陵高等学校（2式）、北海道富良野緑峰高等学校

イ 北海道中川商業高等学校

ウ 北海道士別商業高等学校、北海道中川商業高等学校 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまで定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申請の時期 平成14年6月18日から7月10日まで イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079－8612 北海道旭川市永山6条19丁目303番地 北海道教育庁上川教育局企画総務課学校管理係 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道旭川市永山6条19丁目303番地 北海道上川教育局企画総務課学校管理係 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 北海道旭川市永山6条19丁目303番地 北海道上川合同庁舎3階302会議室（郵送による場合は、郵便番号 079－8612 北海道教育庁上川教育局企画総務課学校管理係） (2) 入札日時 平成14年7月29日（月）午前10時（郵送による場合は、平成14年7月26日までに必着のこと。） (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 6 入札保証金 入札保証金は、免除する。 7 一連の調達契約に関する事項	この契約による調達後において調達が予定されている物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期 (1) 名称及び数量（1月当たりの単価） ア パソコンコンピュータ 84台（42台×2式）（普通科） イ パソコンコンピュータ 7台（7台×1式）（盲学校） ウ パソコンコンピュータ 7台（7台×1式）（養護学校） (2) 予定時期 平成14年11月頃 8 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 北海道旭川市永山6条19丁目303番地 北海道教育庁上川教育局企画総務課学校管理係 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 9 落札者の決定方法 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 10 契約書作成の要否 11 その他 (1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名称 北海道教育庁上川教育局企画総務課学校管理係 イ 所在地 北海道旭川市永山6条19丁目303番地 郵便番号 079－8612 北海道旭川市永山6条19丁目303番地 電話番号 0166－46－5111 内線 3118
---	---

(4) 契約の手続きにおいて、使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 (5) この入札及び契約は、調達手続きの停止等が有り得る。 (6) この入札の執行は、公開する。 (7) 詳細は、入札説明書による。 12 Summary A. Nature and quantity of the products to be procured : a. Personal Computer 42 4 sets b. Personal Computer 32 1 set c. Personal Computer (for document processing) 22 2 sets B. Bidding date and time : 10 : 00 A. M. July 29, 2002 (If mailed, bids must arrive no later than July 26) C. Contact Accounting Division, General Affairs Department, Kamikawa District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, 303, 19-Chome, 6-Jo, Nagayama Asahikawa, Hokkaido, 079-8612, Japan Phone : 0166-46-5111 Ext. 3118			
調 査 委 員 公 表			
監査公表第4号 地方自治法第199条第4項の規定により行った平成13年度に係る監査の結果を次のとおり公表する。 平成14年6月18日 北海道監査委員 山崎正隆 北海道監査委員 岡本修一 北海道監査委員 前田榮一 北海道監査委員 徳永光孝 第1 監査の概要 1 監査実施部局及び監査実施期間 監査は、公営企業会計に係る次の12部局について、平成13年11月から平成14年5月までの間に実施した。			
会 計 区 分	監 査 実 施 部 局		
病 院 事 業 会 計	保健福祉部		

道立病院 - 一般疾患の治療病院 - 札幌北野病院、江差病院、寿都病院、紋別病院、北見病院、羽幌病院 - 主として精神・神経疾患の治療病院 - 緑ヶ丘病院、向陽ヶ丘病院 - 主として結核性疾患の治療病院 - 釧路病院、苫小牧病院	
電気事業会計及び工業用水道事業会計	企業局

2 監査の主眼

監査は、平成13年度に係る財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、次の事項に重点を置いて実施した。

(1) 合規性の視点

ア 各種債権の収入確保について

イ 旅費の執行について

ウ 前渡資金の執行について

エ 公共工事に係る入札・契約手続について

オ 工事（技術）の執行について

(2) 経済性、効率性及び有効性の視点

経営の健全化について

3 監査の実施方法

(1) 監査は、監査実施部局すべてについて、実地監査により実施した。

(2) 監査に当たっては、提出を求めた監査資料に基づき、抽出の方法により事務事業を選定し、決定書、支出（支払）証拠書類その他関係書類により実施した。

第2 事業の概要

1 病院事業会計

本事業は、医療を行い、道民の健康保持に資することを経営の基本として、一般疾患の治療病院6箇所（病床数858床）、主として精神・神経疾患の治療病院2箇所（病床数470床）及び主として結核性疾患の治療病院2箇所（病床数282床）において経営を行っており、当年度の入院延べ患者数は360,417人で、年度当初の計画（業務予定量）396,390人に対して90.9%、外来延べ患者数は656,257人で、年度当初の計画（業務予定量）658,070人に対して99.7%となっている。

これらの業務に従事している職員数は、平成14年3月31日現在、1,136人となっている。

なお、一般疾患の治療病院のうち札幌北野病院については、平成14年4月1日で廃止された。

2 電気事業会計

本事業は、主として河川総合開発の一環として電源開発を行い、道民経済の発展に資することを経営の基本として、8箇所の発電所において電力の供給を行っており、当年度の販売電力量は306,627,700キロワット時で、年度当初の計画（業務予定量）285,094,000キロワット時に対して107.6%となっている。

これらの業務に従事している職員数は、平成14年3月31日現在、71人となっている。

3 工業用水道事業会計

本事業は、産業立地条件の整備の一環として工業用水の供給を行い、道民経済の発展に資することを経営の基本として、5箇所の工業用水道において供給を行っており、当年度の給水量は87,637,692立方メートルで、年度当初の計画（業務予定量）87,849,785立方メートルに対して99.8%となっている。

これらの業務に従事している職員数は、平成14年3月31日現在、44人となっている。

第3 監査の結果

1 監査結果の区分

監査の結果、指摘事項、指導事項及び検討事項としたものは、次表のとおりである。

区 分	財 務 に 関 す る 事 項					経営に 関する 事項	計
	収 入	支 出	契 約	固 定 資 産	物 品	その他	
指 摘 件 数		2					5
指 導 件 数	2	3	15	2	2	1	25
検 討 件 数			1	1	1	1	4
計	2	5	16	3	3	2	34

なお、監査結果は次のとおり区分し、指摘事項については、部局名を明記した。

(1) 指摘事項

- ア 法令、条例、規則、通達に違反しているもの
- イ 収入確保に適切な措置を要するもの
- ウ 予算を目的外に支出しているもの
- エ 予定価格の積算に誤りがあり、損害が生じているもの
- オ 経済性、効率性、有効性の見地から改善を要するもの
- カ 経営の健全化を図る必要があるもの又は事業の管理運営に改善を要するもの
- キ 火災事故等が生じているもの

- (2) 指導事項
上記のうち軽易と認められるもの

(3) 検討事項

- 改善を求める事項の発生が制度に起因していると認められるものなどで、その改善について検討させるもの
- 2 財務に関する監査結果の概要
監査実施部局における財務に関する事務の執行については、一部の部局において、次のとおり是正又は改善を要する事項があった。

(1) 収入に係る事項

《指導事項》
診療料を督促状で指定した期限を経過しても納入しないときは、催告状や電話などにより督促を行うとともに滞納整理票を作成し、督促経過を明確にしておくべきであるが、これらの事務処理が適切に行われていないものがあった。

(2) 支出に係る事項

《指摘事項》
ア 1 週間の勤務時間が30時間である非常勤職員に対する扶養手当については、一般職員と同額の手当を支給すべきであるにもかかわらず、1 週間の勤務時間が30時間未満の非常勤職員について定められた支給割合で支給したことから、1 名分19万643円が不足払となっていた。
(向陽ヶ丘病院)

イ 職員公宅の玄関や階段に設置している共用灯などの電気料金については、入居者が負担すべきであるにもかかわらず、病院が9万7,791円を支出していた。
(苫小牧病院)

《指導事項》

ア 賃金

臨時職員に対する扶養手当の支給において、手当額に加算すべき事由があったにもかかわらず、加算をしないで支給したことから、不足払となっているものがあつた。

イ 旅費

(ア) 特定便割引運賃が設定されている航空機を利用した旅行において、座席数に制限があるため割引運賃の適用を受けることができない場合は、航空運賃の領収書を徴することにより普通運賃を支給できるが、この手続が行われなまま普通運賃を支給しているものがあつた。

(イ) 団体の主催する会議において、出席者の旅費は団体で支弁するとされているにもかかわらず、道の経費により支給されているものがあつた。

(3) 契約に係る事項

《指導事項》 ア 需用費 (7) 薬品の購入契約において、予定価格が30万円以上のときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならないにもかかわらず、1人の者から見積書を徴し、契約をしているものがあった。 (4) 器械備品の修理契約において、1件の契約金額が70万円以上のときは請書等を徴することとされているにもかかわらず、徴していないものがあった。 (7) 印刷物の購入契約において、同一時期に複数の種類の印刷物を発注するときに取りまとめで見積合わせを行い、競争性を持たせた経済的な予算の執行に努めるべきであるが、個別の発注により随意契約しているものがあった。 イ 役務費 臨床検査業務の単価契約において、単価に検査件数を乗じて得た金額が随意契約できる100万円を超えているため、競争入札を行うべきであるにもかかわらず、随意契約を行っているものがあった。 ウ 委託料 (7) エレベーターの保守委託契約にかかる指名競争入札において、指名業者選考調書には、指名する者として4人が記載されているが、この4人を含めた7人に対して指名通知しているものがあった。 (4) 指名競争入札において、指名業者に対する通知は、適正な見積期間を確保するため、特に急を要する場合を除き入札期日の前日から起算して少なくとも10日前までにしなければならないが、その通知の時期が遅れているものがあった。 (7) 写真現像廃液処理業務等の単価契約において、見積書には消費税等抜きの価格相当額を記載することとなっているが、消費税等を含めた額を記載するよう指示しているものがあった。 また、予定価格調書には、価格及びこの価格に消費税等相当額を加算した金額をもって予定単価とする旨記載すべきこととなっているが、価格のみの記載のものがあった。 (エ) 競争入札により契約を締結する場合には、落札者が契約担当者等から通知を受けた日から7日以内に契約書を作成し契約を締結しなければならないが、この期間を過ぎて締結しているものがあった。 エ 使用料及び賃借料 (7) 職員公宅用地の賃貸借契約において、賃借料の額を改定しているが、文書による変更の協議や変更契約書を作成する手続が行われていないまま、改定後の賃借料を支出しているものがあった。 (4) 電子計算機の賃貸借契約において、賃借期間の満了に伴い、新機種に更新して	いるが、賃借料の低減が期待できる現機種の継続使用など、採用する機種について機能性、経済性の検討が必要であるにもかかわらず、これらの検討を行っていないものがあった。 オ 工事請負費 (7) 病院の内部改修工事において、1件の工事として競争入札により施工すべきと判断されるにもかかわらず、2件の工事として別々に随意契約しているものがあった。 (4) 施工することが当初から予定されていた上水道工事及び下水道工事において、1件の工事として発注し、予算の効率的な執行を図るべきであったのに、2件の工事として発注しているものがあった。 《検討事項》 病院における電子計算機の賃借料予定価格の積算について、賃借期間が同じなのにリース率に通常認められる以上の差があること、リース率には電子計算機の保険料が含まれているにもかかわらず更に加算している病院があることなどから、各病院において適正な積算が行われるよう、十分検討する必要がある。 (4) 固定資産に係る事項 《指導事項》 ア 器械備品の購入契約において、予定価格が100万円以上のときは、予定価格調書を作成しなければならないにもかかわらず、作成していないものがあった。 イ 器械備品の購入契約において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令の規定が適用される契約であるにもかかわらず、通常の指名競争入札により契約事務を行っているものがあった。 ウ 借り受け期間が1年を超える土地については、自己所有の固定資産の管理に準じて台帳を作成し、現況を確認するなどの資産の適正な管理を行わなければならないが、借受物件台帳を作成していないものがあった。 《検討事項》 発電管理事務所所在地に設置されている職員台宿施設については、多額の委託費や建物維持費などが支出されているが、宿泊利用者や入居している独身者が少ない現状にあることから、今後のあり方について検討する必要がある。 (5) 物品に係る事項 《指導事項》 ア 看護職員に貸付する看護衣については、業務の内容に応じ機能性や経済性等を検討した上で貸与すべきであるが、定価が倍以上の開きがある複数の看護衣の中から、看護職員個々に選択させているものがあった。 また、被服を貸付するに当たり、特別な理由がないのに、定められた時期と異な
---	---

った時期に貸与しているものがあった。
イ 貯蔵品については、会計年度末に貯蔵品台帳と現品との照合を行う実地たな卸を行わなければならないが、これを実施していないものがあった。

《検討事項》

生鮮食料品や薬品を単価契約により購入する場合は、給食材料購入事務取扱要領等に基づき、病院がパソコンにより出力したものに納入業者が押印したものを納品書としているが、納品書は、発注と納品の内容とが一致しているかを確認するためのものであり、発注者側が作成したものを納品書として扱うのは適切でないと考えられるので、その取扱いについて検討する必要がある。

(6) その他の事項

《指導事項》

道立病院の医師が報酬を得て道立病院以外の病院で診療を行う場合には、地方公務員法に基づき許可等を得ることが必要であるが、この許可等を得ないまま、診療を行っているものがあった。

《検討事項》

退職給与引当金として各年度において引当すべき額は、将来の退職金支払見込額を勘案して、給料に対する一定割合等とするのが適当であると考えられるが、このようなことを考慮することなく給料の一定割合が定められているので、この取扱について検討する必要がある。

3 経営に関する監査結果の概要

(1) 病院事業会計

事業の経営については、患者数の減により医業収益が減少したものの、医薬材料費や給与費などの医業費用も減ったことなどにより、当年度の純損失は前年度に比べ185,580千円減少の1,814,712千円となり、この結果、51,251,161千円にのぼる累積欠損金が計上され、大変厳しい状態にある。

経営に当たっては、平成10年度に「北海道病院事業経営計画」を策定し、より満足される患者サービスの提供、意欲ある人材の育成とコミュニケーションを重視した組織づくり、より効率的な病院経営の推進、優秀な医師等スタッフの確保及び病院施設や医療機器の計画的な整備を基本目標に掲げて、予約診療による患者待ち時間の短縮、適時適温給食実施による喜ばれる食事の提供、職員研修の充実による職員の経営参加意識の高揚、医薬材料等の廉価購入や重油一括購入によるコストの削減など、経営改善に向けた具体的な取組が行われている。

しかし、医師が不足していることや長期に定着しないこと、医師以外の医療従事者が不足していることなどにより、患者との信頼関係や医業収入の確保に支障が生じていることから、医師等医療従事者を確保するとともに、患者サービスの一層の向上に

努め、収入の確保に積極的に取り組むべきである。
また、職員給与比率や医業収支比率において、他都府県と比較して格差があることから、費用の節約効果が期待できる給食業務やボイラー業務などの民間委託を、より一層推進する必要がある。

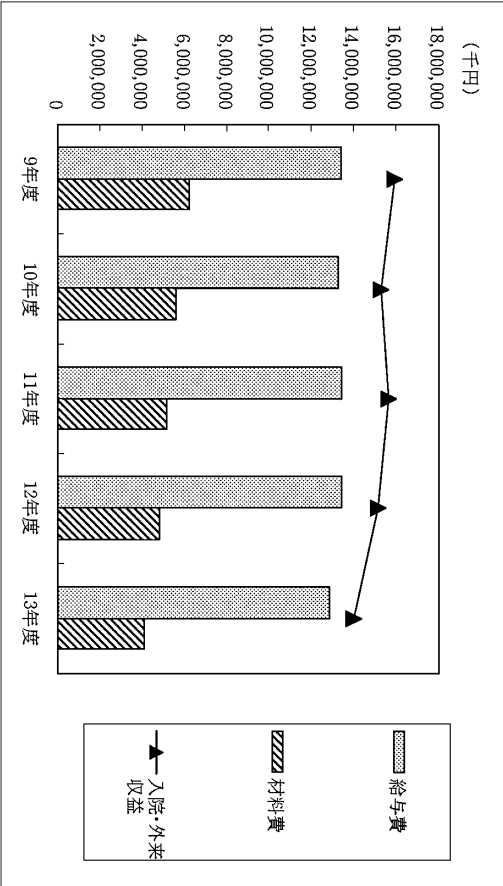
「北海道病院事業経営計画」については、その改訂に向けて現在見直作業が進められているが、見直しに当たっては、各道立病院の役割と、それに応じた経営改善方向について十分検討を行い、病院ごとの年度別収支目標を盛り込むなど、より具体性のある計画を策定し、計画と実施結果との検証を行うなどとして、着実な経営改善を進めるべきである。

平成13年度 損益の状況

(単位：千円)

収			益		費		
区	分	決 算 額	構 成 比	区	分	決 算 額	構 成 比
入 院	収 益	9,558,856	45.9%	給 与	費	12,868,495	56.8%
外 来	収 益	4,410,370	21.1%	材 料	費	4,087,282	18.0%
一般会計負担金		6,523,041	31.3%	経 費		2,638,923	11.7%
そ の 他		352,121	1.7%	減 価 償 却 費		1,678,094	7.4%
収 益 計		20,844,388	100.0%	そ の 他		1,386,306	6.1%
				費 用 計		22,659,100	100.0%

入院・外来収益と費用（給与費、材料費）の推移



(単位：千円)

区 分	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
入院・外来収益	15,914,282	15,291,150	15,641,060	15,114,069	13,969,226
費 給 与 費	13,445,299	13,233,701	13,383,961	13,384,835	12,868,495
用 材 料 費	6,227,216	5,591,779	5,166,450	4,774,592	4,087,282

主 な 経 営 指 標

区 分	病 床 利 用 率	医 業 収 支 比 率		職 員 給 与 比 率		
		全国平均		全国平均		
一般疾患病院	(69.4%) 62.6%	84.1%	(76.3%) 71.9%	92.0%	(71.0%) 77.9%	54.2%
精神・神経病院	74.8%	82.2%	58.9%	65.9%	129.1%	109.9%
結 核 病 院	35.1%	41.6%	57.2%	49.1%	99.5%	114.6%
合 計	(64.6%) 61.3%	(83.3%) 84.0%	(68.5%) 66.3%	(83.9%) 91.2%	(86.7%) 90.9%	(63.9%) 55.4%

注1 () は、平成14年4月1日をもって廃止された札幌北野病院を除いた数値である。

注2 全国平均は、平成12年度自治体病院の平均値である。

注3 全国平均欄() は、全国の都道府県が経営する病院の平均値である。

注4 病床利用率＝年延入院患者数÷年延病床数×100

医業収支比率＝医業収益÷医業費用×100
職員給与比率＝職員給与÷医業収益×100

(2) 電気事業会計

事業の経営については、発電所建設費の借入金に係る利子補給金収入が減ったことなどにより、当年度の純利益は、前年度に比べ18,989千円減少したものの、290,813千円となっており、総体として適正であると認められる。

しかし、電気事業を取り巻く環境は、電力自由化の流れの中で大きく変化しており、中長期的視点に立った事業運営を行う必要があることから、平成14年3月に、「電気事業計画」が策定されたところである。

今後とも、電気事業を取り巻く情勢の変化に適切に対応し、健全な経営を継続していくため、この計画に基づき、事業運営の効率化の推進に一層努めるべきである。

決 算 額 の 比 較

(単位：千円)

区 分	販 売 電 力 量	収 益	うち電力料	費 用	純 利 益
平成12年度	305,334,300 kWh	3,869,742	3,648,341	3,559,941	309,801
平成13年度	306,627,700 kWh	3,847,420	3,649,680	3,556,608	290,813
増 減	1,293,400 kWh	△ 22,322	1,339	△ 3,333	△ 18,989

発 電 所 別 販 売 電 力 量

発 電 所 名	最大出力 (kw)	販売電力量 (kWh)	発 電 所 名	最大出力 (kw)	販売電力量 (kWh)
鷹 泊 発 電 所	5,700	28,685,910	川 端 発 電 所	4,200	19,598,550
二 股 発 電 所	14,700	62,681,800	岩 尾 内 発 電 所	13,000	49,672,660
清 水 沢 発 電 所	3,400	18,259,900	ポレンテソ発電所	11,000	46,269,500
滝 下 発 電 所	16,600	79,117,880			
滝 の 上 発 電 所	2,340	2,341,500	合 計	70,940	306,627,700

(3) 工業用水道事業会計

事業の経営については、支払利息及び減価償却費が増加したことなどにより、当年度の純損失は前年度に比べ13,618千円増加の416,093千円となり、この結果、1,214,377千円にのぼる累積欠損金が計上され、厳しい状態にある。

石狩湾新港地域工業用水道事業については、運営経費の節減が行われたが、給水能力日量17,500立方メートルに対して契約水量が日量2,174立方メートル(12.4%)にとどまるなど、収支の均衡を図ることができない状況にある。

苫小牧東部地区第一工業用水道事業については、工業用水の需要が確実に見込まれるまでの間、給水施設の着工を繰り延べすることとされ、また、国の沙流川総合開発事業に係る河川整備計画の策定作業の中で、二風谷ダム及び平取ダムが工業用水への利水から治水に変更する方向で検討がなされていることから、これまで投資した資金に係る借入金の償還が経営上に大きな影響を及ぼす状況にある。

このため、関係各部で構成する検討委員会において、石狩湾新港地域工業用水道事業については、需要見通しや一般会計からの支援方策など、苫小牧東部地区第一工業用水道事業については、借入金の償還方法などの検討がなされているところであるが、できるだけ早期にこの結果を取りまとめ、国などの関係機関とも十分連携を図りなが

ら、健全な経営の確立に向け、必要な対策を講ずるべきである。

決 算 額 の 比 較

(単位：千円)

区 分	給 水 量	収 益	うち給水収益	費 用	純 損 失
平成12年度	87,814,601m ³	1,627,267	1,569,246	2,029,741	402,475
平成13年度	87,637,692m ³	1,575,486	1,563,211	1,991,579	416,093
増 減	△ 176,909m ³	△ 51,781	△ 6,036	△ 38,163	13,618

工 業 用 水 道 別 契 約 率

工 業 用 水 道 名	給水能力日量	契 約 水 量	契 約 率
室 蘭 地 区 工 業 用 水 道	115,000m ³ /日	101,950m ³ /日	88.7%
苫 小 牧 地 区 第 一 工 業 用 水 道	100,000m ³ /日	66,460m ³ /日	66.5%
苫 小 牧 地 区 第 二 工 業 用 水 道	77,000m ³ /日	54,910m ³ /日	71.3%
苫 小 牧 東 部 地 区 第 一 工 業 用 水 道	23,000m ³ /日	16,310m ³ /日	70.9%
石 狩 湾 新 港 地 域 工 業 用 水 道	17,500m ³ /日	2,174m ³ /日	12.4%
合 計	332,500m ³ /日	241,804m ³ /日	72.7%

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

発行人

編集

北海道総務部法制課
北海道印刷株式会社